

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

### a. 企業間の連携

- ・**地産地消の推進**：近隣農家から直接フルーツを適正価格で仕入れ、素材の魅力を活かした商品開発を行う取組を強化し、地域経済の活性化に貢献します。

- ・**スタンプカードの推進**：近隣の小売店等と連携し、スタンプカード事業を推進することで地域経済全体の活性化と地域社会との共存共栄に貢献します。

### b. IT実装支援

業務効率化や情報管理を目的として、決済手段や業務管理等において、デジタル技術の活用を進めます。

### c. 専門人材マッチング

### d. グリーン化の取組

規格外のフルーツをドライフルーツやピールにして積極的に活用したジャムや焼き菓子の製品化を行い、生産者の廃棄コスト削減に協力します。

### e. BCP／事業継続

災害時等においては当店内にあるイートインスペースを開放し地域の一時避難所として貢献するだけでなく、食品供給拠点として、事業継続力強化計画に基づき事業継続に向けた体制の維持・強化に取り組みます。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

## 3. その他（任意記載）

取引慣行の是正：委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組みます。

2026年1月30日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社高市 代表取締役 高市 佳彦  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。